

特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出に必要な書類

○特別の法人の行う無料職業紹介事業とは

特別の法律により設立され、**10以上の構成員を有する以下の法人が、構成員を求人者として、または当該法人の組合員若しくは組合員に雇用されている者を求職者として、無料でおこなう職業紹介事業です。**

- ① 農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合・農業協同組合連合会
- ② 水産業協同組合法の規定により設立された漁業協同組合・水産加工業協同組合・漁業協同組合連合会
水産加工業協同組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合・中小企業団体中央会・協同組合連合会
- ④ 商工会議所法の規定により設立された商工会議所・日本商工会議所
- ⑤ 中小企業団体の組織に関する法律の規定により設立された商工組合・商工組合連合会
- ⑥ 商工会法の規定により設立された商工会・商工会連合会
- ⑦ 森林組合法の規定により設立された森林組合・森林組合連合会

事業主の方は、次に掲げる書類を、事業主管轄の労働局を經由して厚生労働大臣に届出しなければなりません。

なお、届出書、添付書類の内容等を確認のうえ、受理をすることになりますが、職業紹介事業を行う要件を満たしていない、添付書類の不足がある、補足資料の提出が必要になる等がある場合、当日受理ができないこともありますので、**窓口にて事前相談のうえ届出をおこなっていただくよう願います。**

提出書類

- 1 **特別の法人無料職業紹介事業届出書**【様式第1号の2（第1～第2面）】 **3部**（正・副・控え）
- 2 **特別の法人職業紹介事業計画書**【様式第2号】 **3部**（正・副・控え）
- 3 **特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書**【様式第6号】 **3部**（正・副・控え）
- 4 **取次機関に関する申告書**【通達様式第10号】 **3部**（正・副・控え）
（国外にわたる職業紹介を行う場合で、取次機関を利用する場合に必要です。）
- 5 **添付書類** コピーを **2部** ただし、**履歴書**については、**原本1部とコピー1部**の提出をお願いします。
 - ① **定款又は寄付行為** 事業目的：**職業紹介事業**の文言を追加のこと。
 - ② **法人登記簿（履歴事項全部証明書）（※）** 事業目的：**職業紹介事業**の文言を追加のこと。
 - ③ **職業紹介責任者の住民票（本籍地の記載があり、個人番号の記載のないもの）、履歴書、職業紹介責任者講習受講証明書の写し**
履歴書には、氏名、生年月日、現住所、職歴、役職員への就任退任及び賞罰等について最終学歴以降の状況をもれなく記入してください。なお、写真は不要です。
 - ④ 事業所の所有権を証明する書類
不動産賃貸契約書の写し
（転貸借契約の場合は、「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」の書類を添付）
自己所有の場合は、不動産（建物）の登記事項証明書（※）
 - ⑤ **業務運営に関する規程** 【参考 様式例第1号】
 - ⑥ **個人情報適正管理規程** 【参考 様式例第4号】
 - ⑦ **構成員の名簿一覧**

（※）労働局が登記情報連携システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書入手できる場合は、添付を省略することができます。なお、不動産登記事項証明書の添付を省略する場合は、地番又は不動産番号（13桁）が必要です。

◆ 国外にわたる職業紹介を行う場合は、以下の書類の提出も必要です。

⑧ 相手先国に関する書類

- ・ 相手先国の職業紹介の実施が認められている根拠となる法令原文及び日本語訳
- ・ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（許可証等）及び日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。）

⑨ 取次機関に関する書類

- ・ 取次機関との業務分担等について記載した契約書及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳
- ・ 相手先国で取次機関の活動が認められていることを証明する書類（許可証等）及び日本語訳

確認書類

1 事業所のレイアウト図 2部

☆上記の書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。